

# 表示マーク交付申請時のチェックポイント

(対象物名称: )

記入日: 年 月 日

チェックポイント		確認欄
申請書	表示マーク交付(更新)申請書に必要事項を記入しましたか。 →申請書及び記入例は消防局ホームページでダウンロードできます。 <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/">https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/</a>	
建築基準法 関係 (建築構造等)	定期調査報告書及び定期検査報告書(防火設備)の写しを添付しましたか。 →定期調査報告書及び定期検査報告書(防火設備)については、 <u>裏面を参照</u> してください。 →調査又は検査において要是正項目があったときは、改善状況を示す資料(改善完了報告書等)を添付してください。	
	主要構造部、たて穴区画、階段は、既存不適格ではなく、現行の建築基準法令に適合していますか。	
交付資格	旅館業の許可を受けていますか。	
防火管理	防火管理者は、再講習を5年ごとに受講していますか。 →収容人員300人以上の旅館等が対象となります。	
	防火対象物の点検は、年1回以上実施していますか。 →収容人員300人以上、又は、特定1階段対象物の旅館等が対象となります。	
消防訓練	消火訓練、避難訓練は年2回以上実施していますか。 →実施日、内容を記録しておくことが必要です。	
	消防職員の立会いによる、マニュアル検証訓練は年1回以上実施していますか。	
消防用設備 等	宿泊棟には、全て消火器が設置されていますか。	
	宿泊棟には、全て自動火災報知設備が設置されていますか。	
	消防用設備等の点検は、半年ごとに実施していますか。 →点検において要是正項目があったときは、改善状況を示す資料を添付してください。	
危険物施設 等	危険物施設の定期点検は、年1回以上実施していますか。 →点検記録は3年間保存する必要があります。	

# 定期調査報告・定期検査報告(防火設備)について

表示マークの交付申請書には、原則、建築物に係る2種類の報告書(定期調査報告書の写し等及び定期検査報告書(防火設備)の写し等)の添付が必要となります。

## 1 定期調査報告書の写し等について

### 【定期調査報告とは】

建築基準法(第12条第1項)の規定に基づき、建築物について、建築士等の有資格者に依頼して調査を実施し、定期に特定行政庁に報告する制度です。京都市においては、3年ごとに結果を京都市長に報告することが必要です。

### (1) 建築基準法第12条第1項に規定する定期調査報告の対象となる建築物

定期調査報告書の写し(コピー)を添付してください。

- ・京都市長に報告した報告書の写しです。
- ・(第一面)～(第四面)及び「調査結果表」を添付してください。

※次のいずれかに該当する建築物(Aは旅館・ホテル用途に供する部分の床面積の合計を示します。)

- ・3階以上の $A > 100 \text{ m}^2$
- ・2階の $A \geq 300 \text{ m}^2$
- ・地階の $A > 100 \text{ m}^2$
- ・ $A > 500 \text{ m}^2$

### (2) (1)に該当しない建築物

建築物調査結果報告書(消防局様式)を添付してください。

## 2 定期検査報告書(防火設備)の写し等について

### 【定期検査報告(防火設備)とは】

建築基準法(第12条第3項)の規定に基づき、随時閉鎖式の防火設備(煙感知器が煙を感知した場合等に、自動的に閉鎖する防火扉、防火シャッター等)について、建築士等の有資格者に依頼して検査を実施し、定期に特定行政庁に報告する制度です。京都市においては、毎年、京都市長に報告することが必要です。

### (1) 建築基準法第12条第3項に規定する定期検査報告(防火設備)の対象となる建築物

定期検査報告書の写し(コピー)を添付してください。

- ・京都市長に報告した報告書の写しです。
- ・(第一面)～(第三面)及び「検査結果表」を添付してください。

※次のいずれかに該当し、対象となる随時閉鎖式の防火設備が設置されている建築物(Aは旅館・ホテル用途に供する部分の床面積の合計を示します。)

- ・3階以上の $A > 100 \text{ m}^2$
- ・2階の $A \geq 300 \text{ m}^2$
- ・地階の $A > 100 \text{ m}^2$

※随時閉鎖式の防火設備の設置の有無等については、建築士等に相談してください。

### (2) (1)に該当しない建築物

建築物検査結果報告書(消防局様式)を添付してください。

## 1 上記に関わらず、次のいずれかに該当する建築物は、申請書に報告書の写し等の添付は不要です。

(1) 新築又は全部の改築により建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証を交付された建築物で、直後の定期報告が免除されている建築物。

(2) 利用者の宿泊室がない建築物(事務所棟、レストラン棟等)

## 2 報告内容に要是正項目があれば、改善状況が分かる資料(改善完了報告書の写し等)を添付してください。

### 【消防局様式(建築物調査結果報告書・建築物検査結果報告書)の留意事項】

- ・消防局様式については管轄の消防署に問合せください。  
(建築基準法で規定されている定期調査報告書、定期検査報告書の様式を使用することもできます。)
- ・調査等の依頼は、建築士等にご相談ください。
- ・調査等の実施は、表示マークの交付申請のために必要となるものです。
- ・調査等の結果、要是正項目があれば、当該項目を改善しなければ表示マークの交付申請はできません。
- ・京都市長への報告は必要ありません。